

全労済協会だより

vol.69

CONTENTS

- | | |
|---|---|
| ■ 第6回「自然災害被災者支援促進連絡会・幹事会」報告 1 | ■ FACT BOOK (2012年版) 刊行のお知らせ 8 |
| 「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」
中間整理についての勉強会を開催しました。 | 2011年度年間活動報告を取りまとめました。 |
| ■ 公募委託調査研究 (2010年度採用)
〈絆の広がる社会づくり〉
「地域通貨を活用したコミュニティ・ドックによる
地域社会の活性化」 5 | ■ 2012年度公募委託調査研究の応募状況
について 8 |
| 西部 忠氏 (北海道大学大学院経済学研究科教授) を
代表とする共同研究の報告概要です。 | ■ 2012年秋期「退職準備教育研修会」
【大阪開催】のお知らせ 8 |
| ■ 公募委託調査研究 (2010年度採用)
〈絆の広がる社会づくり〉
「インターネット上の社会関係資本に基づく
地域社会政策」 6 | (研修企画・コーディネーター養成講座)
●日時 2012年11月7日(水)～8日(木)
●場所 エル・おおさか(大阪府立労働センター) |
| 軍司 聖詞氏 (早稲田大学大学院経済学研究科博士後期
課程) による研究の報告概要です。 | ■ 全労済協会からのお知らせ 8 |
| | ●10月1日付職員人事異動
●当面のスケジュール |

第6回「自然災害被災者支援促進連絡会・幹事会」

「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」中間整理についての勉強会

講演録

2012年8月2日(木)、全労済協会会議室において、第6回「自然災害被災者支援促進連絡会・幹事会」が開催されました。その中で、被災者生活再建支援法の見直しを中心課題に国が設置した「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」(以下、検討会)において3月末に「中間整理」が発表されたことを受け、検討会の座長でもある関西学院大学教授の室崎益輝氏を講師に迎え、検討会での議論の状況と課題について勉強会を開催いたしました。下記に概略をご報告します。

1.被災者生活再建支援法の制定の経緯と課題

(1) ニーズから見た災害法体系の課題

被災者生活再建支援法(以下、支援法)は、日本における災害関係法制度の中で言えば、極めて重要で画期的なものであったが、支援法が制定されたころの課題が今の視点ではどうなのか、意識の変化の中で被災者の生活再建をどう考えていくかが問われている。

①「再建自助原則の克服」

住宅というのは個人の持ち物でその住宅を再建するのは「個人の責任だ」と自助を強調する傾向がまだある。しかし、被災者支援について言うと、災害が長期化すればするほど支援が重要になり、自分の力では立ち上がれないというのは当然。だから、支援法も被災者自身の力(自助)で立ち上がれないケースに対し、何らかの共助・公助のサポートをしなければいけない、という考えに変わってきている。

②「原形復旧主義の克服」

従来は元に戻す「原形復旧主義」が厳密で、それ以上は焼け太りとされていたが、今回の震災では被災前より良くする「創造的復興」が言われている。より進んだ考え方ではあるが、創造的復興の美名の下に被災者以外の多方面に分散配賦され、逆に原形復旧に至らないケースも見られる。

③「防災自治原則の順守」

今回の災害のように自治体自身が機能不全に陥いると、国が前面に出てくる感もあるが、防災というものは自治の根幹であり、一番身近にいる自治体が被災者の命を守るという考えは重要。

④「防災パートナーシップの構築」

国からメニュー方式で提供されるものに合致しなければ支援を受けられない状況がある。それでは、多様化するニーズにこたえられない。メニューからこぼれた支援を、広域的な自治体間の連携支援でカバーすることも必要になっている。

⑤「包括的支援財源の創設」

簡単に言うと『復興基金』のような自由に使えるお金を別途用意しておかないと、やはり被災者を助けることができないという問題が今もなお残っている。

(2) 被災者生活再建支援法の制定から改正の経緯・給付を通じて明らかになる課題

支援法が最初に成立したときの最重要視点は公共性であり、法施行から現在に至るまで多々議論があるが、生活の再建とは、単に個々人に住宅を提供するのではなく、むしろコミュニティや地域社会の復興との関連で捉えなければいけない。

①住宅本体の再建支援については、「個人の財産に公金を使うことは日本の財政原則から逸脱する」との考えが根強い。一方で、住宅が早く建てば地域復興が早く進み元気になる、地域コミュニティが維持できるという観点から、極めて公共性が高いと考えることもできる。

②以前はテレビや洗濯機の購入等、使途が限られていたが、2004年改正ではローンのお金とかそういうものについて「居住安定経費」という形で、(家本体ではなく)何かその関連することに使えるようになった。しかし、実際には書類や支給項目など手続きが煩雑で、自治体においても点検作業量が膨大になり負担が大きいことから、結局のところほとんど誰ももらわないという状況であった。

③2007年に二度目の改正が行われ、年収要件や年齢要件を撤廃、住宅本体への支援に道が開け、定額渡し切りによる申請の煩雑さ・複雑さの解消などにより改善が進んだ。改正の際に「大金持ちも300万円、本当に必要な人も300万円では不公平だ」と年収制限の維持を求める声が出ていたが、地震などが起きて前年の年収がどうかで判断されても、発生した年は失業(無収入)状態になる可能性や、年収制限にかかる金持ちは全体の5%程度で95%は支給該当と思われ、

その5%のために残り95%が年収証明を取って点検することの非効率、また災害というのはみんな等しく被害のダメージを受けているのだから「金持ちだから支給しない」ことは馴染まない、という考えから年収制限を撤廃した。今になってこれが問題になっており、もう一度「年収制限を設けよ」という声が出ている。

(3) 被災者生活再建支援法の再改正の残した課題

支援法再改正を行う際に積み残された課題として次の3点がある。

- ①制度理念に関わる課題としては、住宅再建に関して公共性が全面的に認められたわけではないということ。
- ②制度設計に関わる課題としては、半壊以下の世帯の救済が取り残されているということがある。被災認定は点数制であり、1点違うと半壊と大規模半壊に別れる。半壊でも建替すれば給付はされるが、補修等を何もしなければ入口で扉が閉ざされ、一切救われないという世界になっている。全壊・半壊や大規模損壊などの点数のつけ方において、公金が入ることから判定法が緻密になり作業量も増え、同時に本当に1点で泣く人が出てくる。
- ③関連して制度運用にかかわる課題として、被害認定システムの曖昧さがある。国の考えでは、国のお金が出ているので県により判断が違ったら困るという。自治の問題なのだが、内閣府の被災の判定基準があり、その基準を画一的に適用してもいいのかという問題もある。また、被災認定をするのは自治体の職員が行う。建築のことも被害認定の評価のことも無知な人が行う可能性もある。



2. 「被災者支援のあり方に関する検討会」位置づけと見直しの問題点

検討会は平成19年(2007年)改正の際の付帯決議(4年後の見直し)で、主として支援金の支給限度額について「被災者の住宅再建の意欲に十分応え得よう引き続き

検討する」こと、あるいは「全壊・半壊の線引きは正しいか」ということを見直す趣旨で設置されたが、実際には今までの被災者支援のやり方に対してブレーキをかける主張もあるなど意見が対立しまとまらず、中間取りまとめにおいては両論併記となった。また、財源問題についても、支援金自体は災害対策予算全体に比して大きな金額ではないものの、そのベースになっている自治体による積立金は底をついたという事実から、基金の財源確保のあり方が問題となっている。

(1) 被災者支援の理念と課題に関して

- ①大きな国民的世論は中間整理の第2章に集約されており、男女共同参画の話や、自宅避難者への支援をしっかりと行うことなど、被災者支援の基本的かつ重要な考え方が記載されている。
- ②罹災証明発行がスムーズに行われなかったために支援金の給付が遅れたので、技術的な仕組みをどうするかについて、被災者台帳整備の重要性が記載されている。被災者台帳があると罹災証明が出せ、結果として給付がスムーズに行われるからだ。
- ③避難所できちんと被災者の自治が必要だとか、被災者が自立するような支援をしないとダメとか、住宅だけではなく就労とか生業の支援をしないとダメといったことをまとめている。

(2) 被災者生活再建支援制度の検討課題と論点に関して

- ①大きな議論になったのが財源の問題。国家財政が破綻するからお金を出すこと自体問題だ、という論調が出てきていることだ。限度額の引き上げの方向で見直すというのが検討会のメインの課題だったが、東日本大震災が起きたら、そんな話はどこかへ飛んでしまい、むしろ給付金額を下げろという意見が強い。基本的には「お金がないから支援しない」ということではなくしっかりと支援するという意味でいうと、国がお金のないところを補助するのは当然。こういう非常事態、巨大災害が起きた時に制度をどうするのかという部分で、「お金がないから我慢してもらえ」という意見と、「(お金がなくても) 国として見たときには、それを補完するだけの財政力があるのだから国がすべきだ」という意見で最後まで議論が分かれている。国民が生きていく最低の1つの生活保障を国がするという意味でいうと、もともと国の責任があるのではないかと。国もやらないといけないし、都道府県、市町村それぞれが考えないといけない。首都直下型地震等が発生した場合には何万人もの被害者が出ることから、まずはその予防を行い壊れないようにすることで多額の給付金を払わない

ようにすることが重要であって、予防とのリンクで考え、その上で破綻しないように事前に原資を積み立てる計画を持つべきと考える。

- ②罹災証明の事務については、公正・公平を前面に出せば認定の基準がどんどん細くなる。膨大な作業量が罹災証明発行にかかるので、それで果たしていいのかどうか。支払いが遅くなってしまう。発行に時間がかかるのは調査に行く人が少ないからであり、人員を増やそうはせず「認定に時間がかかる」というのではなく、被災者の立場に立った認定制度を作らないといけない。
- ③個人資産形成に関しては相変わらず同じ議論であり、「税金を直接的に個人資産形成に支給するべきではない」という主張が行われている。また、今度の大震災で言えば住宅も大変だが商店街が潰れたり漁業が出来なくなったりしている。いわゆる「生業」として暮らしていくための基盤が失われており、それも支援すべきという主張もある。ただし、生活支援と生業支援を突き詰めれば、経営者に対する支援の議論も出てくる。まさに個人資産、民間の資産形成に税金を使うことになるので良くないという意見もあり、どこで線を引くのかという課題がある。
- ④災害救助法の応急修理と支援法の補修とで制度や補償額の違い、その対象になる被害のレベルなど様々なバランスが取れておらず、一元化した制度をつくるべきという意見がある。災害救助法にある程度の区切りをつけ、災害対策基本法そのものも改正していくという方向である。仮に法体系が一本化され厚労省ではなく、すべて内閣府が管轄するとなれば、実働部隊が課題になる。全体的には、全て国に移管し、内閣府なり内閣府の危機管理庁みたいなものを強化していこうという流れの中にあり、制度なりシステムの一元化を図るための議論が行われている。
- ⑤支援額や支給対象をめぐっては、「生業支援に門戸を開いていこう」と支給対象を広げていく意見もある一方、所得制限や対象を限定すべきとの意見も出ている。基礎支援金の100万円は被害のダメージに対してなので、借家人であろうと持ち家の人だろうと一緒にあり差がないとは思いますが、借家人に渡すべきではないという意見や、金額を減らせという意見もある。災害規模要件の緩和と制限に関しては、これは逆に少し緩めていこうという意見であり、現在のような、「市町村でいうと10戸以上、都道府県であれば100戸以上」という被災規模が大きくなければ適用しない考えはやめ、小規模災害へ適用する流れである。

⑥自助努力との連動をめぐるっては、「耐震補強こそ全てであり、壊れた家の支援は不要」という意見もあるが、耐震補強と再建支援とでの二者択一的に捉えるのではなく、住宅耐震補強対策をしていた人が少し報われるような形を考え、事前と事後の対策を車の両輪のようにしていくようなシステム、自助努力した人が恵まれるようなシステムが考えられないか、ということである。これを自治体で考えると、防災対策しているところはリスクが少ない。当然、耐震補強の助成をし、壊れないようしている。片や隣の県は全くしないのでいい加減にしていた場合、地震が起きれば対応をしていない地域がたくさん壊れるのに、お金はみんな平等に配るのか、という声もある。一生懸命対策をしている自治体にはプラスがあるようにできないのか、という意見である。被災者自身のモラルハザードとしても、家が壊れたら300万円を貰うとなれば必要な耐震補強をせずにいるという主張がある。

⑦巨大災害時の財政上の例外措置(自治体と国の原則半額の負担割合の見直し)をめぐるっては、被災者に「もうお金がありませんので、我慢してください」と言うか、国が増税をしてでもいいから支援を行うかとなる。増税すると結局国民に負担がまわるが、国民全体で負担するか、被災者に負担させるかという選択だ。平時に基金を積み立てるといっても、財政事情が苦しい時であり、大きな課題になっている。

⑧地域性への考慮をめぐるっては、国の役割と自治体の役割というのがあって、自治体の政策として上乗せする政策的経費の部分と、生活保障・災害補償的な経費の部分と両方を区別しながら、それぞれをどこが負担するかを考える必要がある。国・自治体・市町村の役割分担や負担率みたいなものを検討し、それぞれの地域の状況を考え制度設計することが必要ではないか、といったことを論じている。背景として、市町村のモラルハザードへの疑問があり、普通の事業であれば国が3分の1、県が3分の1、自治体が3分の1拠出のところが、支援法の給付金は県と国がそれぞれ半額負担していることで、市町村自身の懐は痛まないことから、市町村が被災認定を行う際に、全て全壊にしよう可能性があるという主張論がある。



3.結論に代えて

全体を通じ、この検討会の位置づけとして支援法が必要なのは「個人の力では生活再建が困難」であり、最終的に生活再建なら生活再建を一貫して「抜け落ちることなく効率的に提供する」のが国の役割として、それを災害対策基本法に明記すべきというのがスタートにあった。

しかし、制度設立時からの課題、運用を通しての課題や、東日本大震災による財源問題などから検討会では現状の肯定と否定の両論があり、結果「現状維持」の方向でとりまとめることとなった。

この検討会での中間整理を踏まえ、最終的には災害救助法との整理も含めて災害対策基本法に盛り込むべき内容を決めていくという流れがあり、東日本大震災後に「中央防災会議」に設立された「防災対策推進会議」で方向づけをされることとなっている。最終報告が2012年7月末に取りまとめられており、今後、その取扱を注視する必要がある。



公募委託調査研究(2010年度採用)

〈絆の広がる社会づくり〉

「地域通貨を活用したコミュニティ・ドックによる
地域社会の活性化」(共同研究)

研究代表者 北海道大学大学院経済学研究科教授 西部 忠

当協会に対して上記研究の成果報告がありました。その概要を掲載します。

なお、今回ご紹介した報告は研究報告誌として後日発行する予定です。

報告概要

1. 新たな社会経済政策論の必要性: 市場と政府の
二分法を超えて

現在の危機はきわめて深刻で複合的であり、経済・社会・政治など各分野における諸問題が幾重にもなって錯綜している。1990年以後20年以上にわたる長期不況の中で、失業や非正規雇用が増大し、地域間・個人間の経済格差は拡大した。モータライゼーションと価格破壊によって、都市郊外の大規模店舗が繁栄した一方で、商店街が廃れて中心市街地は空洞化し、街のにぎわいが減り、人々のつながりが薄れた。これらの問題の背景には、資本主義のグローバル化が急速に進んだ結果、市場経済が地球全体に広がり、より多くの種類の財やサービスが商品化されるようになったことがある。商品化の拡大・深化として現れる市場経済の普遍化というこの否定しがたい傾向こそ、現代のあらゆる問題に深い影を落とす共通の原因といえるものではないだろうか。

これまで、不況や失業のような景気循環に伴うマクロ的不均衡に対しては、政府・中央銀行が財政・金融政策を裁量的に行うことで調整し、金融危機のようなシステミック・リスクについては中央銀行のセーフティーネットに対応すべきであると考えられてきた。しかし、1990年代以降、このように慢性的に継続する不況や失業、格差や不平等という拡大解釈された「市場の失敗」を政府が財政・金融政策および再分配政策で補完するという従来の考えが行き詰まった一方で、年金破綻や財政破綻など「政府の失敗」も顕著である。市場の「自由」か、政府の「規制」か、という二分法的な従来の見方は理論的にも政策的にも有効性を失い、破綻しつつある。いまや、こうした二分法を越える新たな経済社会観と政策観が求められているのである。

2. 地域通貨とコミュニティ・ドック

地域通貨に大きな注目が集まったのは、人々がそうした諸問題をもはや市場や政府だけに頼ることなく、コミュニティの機能を賦活しながら、草の根あるいは地域のレベル

から自律的かつボトムアップに解決しようとする機運が盛り上がったからであろう。地域通貨は、各種の人為変異を伴いつつ自然淘汰される中で、環境条件に適合したものが生き残っていく進化するシステムであり、個々の地域通貨のシステムが優れているかどうかを環境条件から独立に決定することはできない。地域通貨を長期的に存続可能なものにするための重要な鍵は、地域コミュニティのあり方やそこに生活する人びとの規範や価値を含むローカルな環境条件に働きかけ、そこに変容を引き起こすことである。本研究は、そうした変容を誰がどのようにして引き起こし、どのようにして捉えるのかという問題を考察する。

こうしたグローバルな危機の様相の時代には、「市場＝交換原理」や「政府＝再分配原理」に加えて「コミュニティ＝互酬原理」が重要な役割を果たすと考えられる。昨今の金融危機や自然災害では、より高次のマクロ的な政治権力や集権的経済システムが要求されている。こうした動きとは逆に、よりミクロレベルの小規模な相対的に自立したローカルな組織やコミュニティが自律分散型のネットワークを自己組織的に形成することで環境変化に機敏に適応して、危機を回避する可能性に注目すべきである。本研究は、こうした考えに基づいて、経済社会の進化的特性を踏まえた、当事者による内発的地域発展手法である「コミュニティ・ドック(地域ドック)」の枠組みを体系化し、それを新たな政策論、運動論、調査分析方法論として提示するものである。

コミュニティ・ドックとは、総合的な定期検診である人間ドックに相当することを地域コミュニティに対して実施しようというねらいのもと、地域の経済社会を総合的に診断し、住民の自己評価を通じて生活現状の改善に導くための総合的かつ内発的な評価手法である。地域通貨を活用したコミュニティ・ドックの手法を導入することにより、地域通貨の流通速度、流通ツリー、流通ネットワークなどの定量分析やアンケートやインタビューによる主観データの分析を通じて、地域社会の現状を多面的に把握し、問題の改善に向けた処方箋を提示する。また、診断結果を地域

住民にフィードバックすることによって、各地域の特性を活かした地域社会の活性化の方策を住民自らが発見することを補佐支援し、その中で地域通貨のルールやパラメータなど制度設計のあり方を試行錯誤的に更新していく運営方法を提起するものである。

3.地域通貨を活用したコミュニティ・ドックの事例研究

共同研究グループは、2004年から2006年までの間、北海道苫前郡苫前町で同町商工会が中心となって実施した地域通貨流通実験（第1次、第2次）に関する調査を行い、そこで「コミュニティ・ドック」を考える上で重要な示唆を得た。その後、われわれは2011年には山梨県韮崎市・北杜市地域通貨「アクア」の調査、2012年には北海道更別村の公益通貨「サラリ」に関するアンケート調査およびワークショップを実施してきた。また、他方では、ブラジル、フォルタレザ郊外のパルメイラ地区にある住民自治組織とパルマス銀行を調査し、コミュニティ・ドックへの示唆に富む諸団体間関係のモデル化を図った。

調査分析・評価診断のための技法としてのコミュニティ・ドックは、どのような地域でも同じように実施することができる汎用性の高い手法である。アンケート、インタビュー、フォーカス・グループ・ディスカッションや地域通貨の取引情報による流通速度やネットワーク分析といった調査分析手法を用いることによって、それぞれの地域の特性や

特徴を浮かび上がらせ、地域間の相互比較を可能にすることができる。コミュニティ・ドックの長所は、こうした調査分析・評価診断技法としての汎用的な適用可能性によって、地域特性の同定や地域間比較が可能になるところにある。日本国内に限って言えば、地方の市町村レベルのコミュニティが抱える問題は過疎化や高齢化、中心市街地空洞化によるドーナツ化現象、商店街衰退、雇用機会枯渇、購買力域外流出など共通性も多い。

他方で、コミュニティ・ドックは調査分析手法であると同時に政策展開手法でもある。その点において、そうした経済問題が出てくる環境条件はそれぞれ異なるという事実も軽視することはできない。諸地域の間の違いは当然そこで形成されるコミュニティや地域通貨の性質の違いとして現れるし、地域通貨の事業的な成否にも関係してくる。評価診断結果をもとに、各地域の特性に合わせた将来ビジョンの設定・共有や地域通貨の制度設計を行い、住民、各団体、行政を含むコミュニティによる自主的、内発的なまちづくりが展開されなければならない。したがって、研究調査グループによるコミュニティとの協働関係形成や働きかけも、各コミュニティの特性や特徴に応じた臨機応変で柔軟なものでなければならない。これが他の調査分析手法にはないコミュニティ・ドックの独自性であると同時に、調査研究者個々人の技能や熟練に依存するところであり、今後取り組むべき課題を提起している。

公募委託調査研究（2010年度採用）

〈絆の広がる社会づくり〉

「インターネット上の社会関係資本に基づく地域社会政策」

早稲田大学大学院経済学研究科博士後期課程 軍司聖詞

当協会に対して、上記調査研究の成果報告がありましたので、その概要を掲載します。

なお、今回ご紹介した報告は調査研究報告誌として、後日発行する予定です。

報告概要

本研究は、地域社会から絆が失われつつあるこんにち、「絆の広がる地域づくり」を行うにあたっては、ウェブ上に絆を広げる若年層の様態を十分に勘案して行われる必要があるとの問題意識から、ウェブ上に広がる絆の様態に関するウェブ調査と、若年層を参集させ地域づくり活動に参加させるに至った地域のヒアリング調査を行うとともに、これらをもとにした新しい地域社会政策を試論的に考察した。

本研究が行った、ウェブ上の絆の様態に関する調査では、以下の3つが明らかとなった。すなわち、

①CGM上での交流は、主に、mixi、Facebook、twitterなどのSNSサイトのほか、ニコニコ動画やyoutubeなどの動画サイトなどを中心に行われているが、CGM上で行われる交流の半数以上は30分以下である。

②CGM上では、6割の人が趣味嗜好を基礎とした交流をしており、交友関係の面では、CGM上の絆と現実社会における絆とを切り離している人が約半数にのぼる。よって、CGM上に広がる絆と現実社会に広がる絆はおおよそ別物であるといえる。

③現実の近隣住民間にある信頼感や規範意識に比して、

CGM上のみの友人知人間にあるそれらは、やや優れており、近隣住民との交流よりもウェブ上での交流の方が社会関係資本の恩恵を受けやすいと推定される。しかし現実の友人知人との間にある信頼感や規範意識と比較すると、CGM上のみの友人知人間のそれらは劣悪であり、CGM上での絆が現実の友人知人関係の絆に代替できるわけではない。である。これらから、地域社会から孤立しやすい若年層が、現実の人間関係とは異なった絆をウェブ上に築きながら、しかしそこには現実世界の友人知人関係に比すれば貧弱な社会関係資本しか存在せず、よって豊穡な社会関係資本を有する他地域の「絆を広げる地域づくり」に参加しようとする状況が理解された。

また、他地域の若年層を巻き込んだ「絆の広がる地域づくり」を行うにあたっては、まず観光誘致を行い当該地域を訪れてもらう必要があるとの認識から、若年層誘致策のうち、長野県上田市や千葉県鴨川市などをして、近年とみに注目を集めつつあるコンテンツ観光を例に、コンテンツ観光の現況やコンテンツ観光客が地域づくりに参加するようになる過程などを上田市・鴨川市に対するヒアリング調査をして考察した。

本研究が行ったヒアリング調査によって明らかとなったのは、次の5点である。すなわち、

①若年層の趣味嗜好と一致した、コンテンツ作品の舞台となった地域においては、さまざまな取り組みをして、観光誘致と地域づくり活動への参加を勧誘している。

②若年層が主にCGM上で絆を広げているからといって、必ずしも、行政がCGM上で観光誘致を行う必要はない。これを市民に任せることでさまざまなメリットが生じることもあり、また行政がコンテンツ作品を基礎とした観光誘致に積極的になると、作品ファンにはあざといと認識されることになる。CGMの利用は、情報収集程度にとどめ、作品ファンが発する当該地域の評判に注視することが重要である。

③コンテンツ観光の誘致や地域づくり活動への勧誘が成功するかどうかの最大のポイントは、作品ファンの観光をどれだけ誘致できるかではなく、地元住民をいかに巻き込むかである。鴨川市のように、ほとんど観光誘致活動を行えない状況があっても、作品ファンの若年層は参集する。しかし、参集した若年層を地域づくり活動にまで巻き込むためには、当該地域自体のファンになってもらう必要がある、このとき、地元住民が十分に巻き込まれており、参集した若年層との交流が積極的に図られることが肝要である。行政は、イベント等を企画して限定グッズを配布するなどし、コンテンツ観光を誘致するとともに、コンテンツ観光客に対して当該地域の魅力を伝える取り組みをするなどし、これに助力することが必要である。

④鴨川市のように、すでに豊富な観光資源を有する観光地においては、行政が優れた観光誘致体制を構築できたと

しても、当該地域内においてコンテンツ観光誘致の優先順位が上がり、結果としてコンテンツ作品に基づく諸施策に地域住民を巻き込むにくくなる。地域住民を巻き込むためには、作品ファンの若年層が参集することによって当該地域に何らかの分かりやすいインパクトがあり、地域住民が来訪する若年層ファンに注目し出すことが必要である。

⑤コンテンツ作品に基づいた「絆の広がる地域づくり」を行うために、地域社会側に求められるのは、地域住民がこれに巻き込まれることであり、観光インフラや観光情報が整備されることではない。観光インフラが整わず、観光情報が乏しくとも、コンテンツ観光においては、趣味嗜好が強い作品ファンは来訪する。

である。コンテンツ作品を拡充するでも、コンテンツ作品に即したまちづくりをするでもなく、来訪する若年層とともに「絆の広がる地域づくり」を行う態勢作りをすることが重要であるということは、若年層の誘致によって「絆の広がる地域づくり」を企図する多くの自治体にその機会があることを示している。

さらに、本研究は、このヒアリング調査結果を補完すべく、コンテンツ観光意向およびこれに基づく地域づくりへの参加意向に関するウェブ調査を行った。

この調査から、コンテンツ観光においては、映画やドラマなどといった主要ジャンルのコンテンツに多くの観光・地域づくり参加意向が集まっていることが確認された一方、アニメやマンガ、アイドルなどといった副次的ジャンルにおいても、映画やドラマなどの1/2から1/3程度の観光・地域づくり参加意向が集まっていることが確認された。

すなわち、他地域の若年層を参集させ「絆の広がる地域づくり」を行う新しい地域社会政策として、コンテンツ観光の開発ないし誘致を企図する場合には、基本的には個別具体的な事情に拠るものの、必ずしも多額の費用を掛け映画やドラマなどを誘致する必要はなく、特に過疎化や高齢化、財政の悪化などに苦しむ小規模自治体においては、アニメやマンガ、アイドルなどの安価なコンテンツを製作・誘致することでも十分な効果を得られることが推定される。

絆の広がりを求める若年層は、必ずしも従来のように居住地域内での紐帯を求めるのではなく、情報技術の発達に伴って、趣味嗜好に関する共感を基礎としてリージョナルフリーの絆を求めている。これからの地域社会政策、特に若年層を地域づくりの担い手として期待する地域社会政策の立案に当たっては、単に当該地域内のみの取り組みを捉える閉鎖系ではなく、趣味嗜好の対象としての当該地域という観点から、他地域の若年層をも捉える開放系で考える必要がある。その際には、若年層の趣味嗜好の対象としての当該地域という側面を当該地域内でしっかり理解・共有し、若年層を「絆の広がる地域づくり」を共に行う一員として迎える態勢を整えることが求められる。

FACT BOOK (2012年版) 刊行のお知らせ

当協会では、この度、組織・事業の紹介と2011年度に取り組んだ年間活動のとりまとめを行い『ファクトブック2012年版』として刊行いたしました。

送付等のご要望については、お手数ですが下記までお問い合わせください。

TEL 03-5333-5126 (代表) 経営管理部 経営管理課



2012年度公募委託調査研究の応募状況について

2012年度公募委託調査研究につきましては、募集テーマを「絆の広がる社会づくり ～大転換期の日本社会の展望～」として、本誌65号から68号にかけてお知らせし、9月24日をもって応募

の受付を締め切りました。

幅広い研究分野から、39件の研究申請を受付しました。

採用の結果につきましては、決定次第本誌でお知らせする予定です。

2012年秋期「退職準備教育研修会」【大阪開催】のお知らせ (研修企画・コーディネーター養成講座)

当協会では中小労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けた研修企画・コーディネーター養成を目的に、毎年2回(春・秋)「退職準備教育研修会」を開催しています。

＜研修会の概要＞

- 対象者** 中小労働組合の役員・担当者、書記局、研修企画・コーディネーター希望者
 - カリキュラム** 退職準備・セカンドライフの「生活経済」「年金、雇用保険、医療保険、税金」「活動事例紹介」など
 - 定員** 50名程度 ●**参加費** 資料代 2,000円 ●**日時** 2012年11月7日(水) 10時～8日(木) 16時
 - 場所** エル・おおさか(大阪府立労働センター) 大阪市中央区北浜東3-14(地下鉄谷町線・京阪電鉄天満橋駅より徒歩7分)
- ＜お問い合わせ・お申し込み先＞ 当協会ホームページにて受付中。調査研究部(TEL 03-5333-5126)

全労済協会からのお知らせ

▶ 10月1日付人事異動

種類	氏名	新配属・役職
転入	金丸 雅男	調査研究部長
	相澤 浩也	常務理事付 主任研究員(9月10日付着任)

＜2012年10月1日からの相互扶助事業に関するお問い合わせ担当者＞

団体建物火災共済	田邊 誠子
団体(法人)自動車共済	田邊 健吾
慶弔(自治体提携用)共済	田邊 誠子・澤村 良司

▶ 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
10月23日(火)	第37回評議員会	一般財団法人移行認可申請(案)、他
10月23日(火)	第135回理事会	一般財団法人移行認可申請(案)、他
10月31日(水)	第1回運営委員会	シンクタンク事業に関わる協議
11月7日(水)～8日(木)	2012年秋期「退職準備教育研修会」	コーディネーター養成講座 場所:エル・おおさか(大阪府立労働センター)

全労済協会だより vol.69 2012年10月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126 (代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>